（注４）　発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
（注５）　発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
（注６）　発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
（注７）　廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注８）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注９）　発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
（注１０）発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注１１）発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注１２）発電設備を設置済みの場合に添付すること。
（注１３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。